

西宮市有料老人ホーム等設置指導要綱に関する設置指導要領

第1 目的

本要領は、西宮市有料老人ホーム等設置指導要綱（以下、「要綱」という。）第23条の設置指導に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の意義

本要領における用語の意義は、次のとおりとする。

1 高齢者住宅

要綱第2条第2号に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

2 要介護者等

介護保険法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。

3 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）事業

介護保険法第41条第1項本文の指定を受けて同法第8条第2項第11号の特定施設入居者生活介護を行う事業、同法第53条第1項本文の指定を受けて同法第8条の2第2項第11号介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業のいずれか若しくは両事業を実施することをいう。

4 土地等

要綱第7条本文に規定する施設等に供する土地又は建物をいう。

5 事業者

要綱第1条の事業者をいう。

第3 要綱第4条第2項の「介護保険事業計画の推進に支障が生じる」場合の取り扱い

介護保険事業計画の推進に支障が生じるとする判断の基準は、次のとおりとする。

1 高齢者住宅の設置

次の各号のすべてに該当する高齢者住宅の設置については、要介護者等が利用する要綱第2条第1号に規定する有料老人ホームに類似したものであり、当該高齢者住宅に入居する要介護者等が利用する居宅サービス等の費用負担に対し西宮市介護保険事業計画に掲げる「他市からの転入による財政負担の増加を抑制」する必要があることから介護保険事業計画の推進に支障があると判断する。

(1) 介護保険法第13条第1項本文に規定する住所地特例対象施設とならない高齢者住宅

(2) 要介護者等が入居可能となっている高齢者住宅

(3) 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年8月12日厚生労働省・国土交通省令第2号）第8条に規定する床面積25平方メートル未満の高齢者住宅

2 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）事業の指定

西宮市介護保険事業計画において施設整備数を定め公募等の手続きにより計画的に整備を推進しているため、公募等による選定手続きを経ることなく特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）事業を行う計画については支障があると判断する。

第4 要綱第4条第3項の通知に関する標準処理期間の取り扱い

要綱第4条第1項の協議書の提出から同条第3項の通知までの事務処理の標準処理期間は協議書の補正等に要する期間を除き30日とする。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から適用する。